第三十九条の五十八の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第一項中「。）の」を「。第三項において同じ。）の」に改め、「いう」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の三項を加える。

3　法第六十八条の二十九第二項に規定する政令で定める規模のものは、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。次項において同じ。）にあつては一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。

4　法第六十八条の二十九第二項に規定する政令で定めるものは、器具及び備品並びに第二十八条の十第五項に規定する特定ソフトウエアのうち、同条第四項に規定する医師等勤務時間短縮計画（以下この項において「医師等勤務時間短縮計画」という。）に基づき当該連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作するもの（第一号において「計画設備等」という。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合における当該記載されたものに限る。）とする。

一　当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が第二十八条の十第四項第一号の規定により厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。

二　当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第六十八条の二十九第二項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に添付すること。

5　法第六十八条の二十九第三項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち第二十八条の十第六項各号に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る同項に規定する協議の場における協議に基づく同項に規定する病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を法第六十八条の二十九第三項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に添付することにより証明がされたものとする。

第三十九条の六十四の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第一項中「第六十八条の三十五第三項第一号」を「第六十八条の三十五第三項」に改め、同条第二項中「第六十八条の三十五第三項第一号」を「第六十八条の三十五第三項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第三項中「又は構築物」を削り、同条第四項中「又は構築物」を削り、「第二十九条の五第四項」を「第二十九条の五第三項」に改める。

第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この号及び第十六号において「平成三十一年改正法」という。）附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の七十二第十項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「合併親法人」に、「法人。」を「合併親法人。」に改め、同条第十二項中「全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人」を「分割承継親法人」に改める。

第三十九条の七十二の二を削る。

第三十九条の八十三第一項、第三項第八号及び第四項中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第五項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に改め、同条第十五項第四号中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。

第三十九条の八十六の見出し中「中小連結法人」を「中小連結法人等」に改める。

第三十九条の八十八第三項中「連結子法人が、」を「連結子法人の」に、「のうち同項」を「で同項」に、「最後の連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日の」を「連結事業年度又は当該」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「連結事業年度開始の日の前日までの」を「前日までの」に、「につき法第六十八条の六十一第一項の規定（法第五十八条第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同項第二号中「不適用連結事業年度等の」の下に「この項及び次項の規定を適用しないで計算した場合における」を加え、同条第四項中「以下この項において「合併連結事業年度」という。）」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「当該採掘所得金額から当該未処理採掘損失金額に相当する金額（前項に規定する不適用連結事業年度等がある場合において、同項第一号に掲げる合計額に当該未処理採掘損失金額に相当する金額を加算した金額が同項第二号に掲げる合計額を超えるときは、その超える部分の金額）を控除した」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「被合併法人の」を「場合の」に改め、同項第一号中「連結親法人又は連結子法人に該当する被合併法人（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に係る連結子法人に限る。）」を「被合併法人の適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日である場合」に、「被合併法人が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度」に、「最後の事業年度」を「事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「につき法第六十八条の六十一第一項の規定（法第五十八条第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に、「第三十四条第四項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項第二号中「被合併法人以外の被合併法人」を「場合以外の場合」に、「被合併法人が」を「被合併法人の」に、「のうち法」を「で法」に、「最後の事業年度」を「事業年度」に、「最後の連結事業年度」を「連結事業年度のうち、その終了の日が最も遅いもの」に、「当該期間内の日を含む連結事業年度（」を「その」に、「連結事業年度（」を「期間内の日を含む連結事業年度（」に、「につき法第五十八条第一項の規定（法第六十八条の六十一第一項の規定を含む。）の適用を受けなかつた」を「がある」に改め、同条第六項中「合併法人」を「適格合併に係る合併法人」に、「合併連結事業年度において法第六十八条の六十一第一項の規定」を「連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年